

麻しん・風しん ワクチン接種を受けましょう！

麻しん（はしか）ワクチンも風しんワクチンも1回の接種で95%のお子さんが免疫を得ることができます。しかし年数が経過し、免疫が下がることを防ぐ目的で、2回の接種を受けるようになりました。

麻しん、または風しんのいずれかにかかったお子さんも、麻しん風しん混合ワクチンの接種が可能です。

まだ予防接種を受けていないお子さんは、感染しないため、また、周りに感染を広げないためにも早めに予防接種を受けましょう。

1回目	第1期	生後12カ月以上24カ月未満
2回目	第2期	平成17年4月2日～平成18年4月1日生
	第3期	平成10年4月2日～平成11年4月1日生
	第4期	平成5年4月2日～平成6年4月1日生 ※ただし、学校行事等で海外へ行くなど、特段の事情がある平成6年4月2日～平成7年4月1日生の方も接種できます。
第1期の方には、10カ月児健康相談時に個別予防接種依頼書をお渡ししています。		
第2～4期の方には、4月に必要書類を郵送しています。お手元がない方は保健福祉総合センターにお問い合わせください。		

2回目の予防接種期限は平成24年3月31日です。接種期限内に受けた予防接種費用は全額公費負担ですが、期限を過ぎると任意接種となり、接種費用は全額自己負担となりますのでお早めに接種してください。

子宮頸がん予防ワクチン接種が再開しました

供給量が十分でなかったため、初回接種を差し控えていた子宮頸がん予防ワクチン接種ですが、供給量が確保できたため、初回接種の受付ができるようになりました。まだ接種を済ませていない方は、医療機関へ予約のうえ、接種を受けてください。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

年金の加入種別が変わったら必ず届け出を！

年金 あれこれ

国民年金の加入種別

第1号被保険者
対象／自営業や農業、漁業を営む方とその配偶者および20歳以上の学生の方等
手続き／保険年金課

第2号被保険者
対象／会社や官公庁に勤務する方および厚生年金や共済組合に加入している方
手続き／勤務先

第3号被保険者
対象／第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
手続き／配偶者の勤務先

年金の加入種別が変わったら必ず届け出を！

年金 あれこれ

国民年金の加入種別

第1号被保険者
対象／自営業や農業、漁業を営む方とその配偶者および20歳以上の学生の方等
手続き／保険年金課

第2号被保険者
対象／会社や官公庁に勤務する方および厚生年金や共済組合に加入している方
手続き／勤務先

第3号被保険者
対象／第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
手続き／配偶者の勤務先

2号被保険者の方が会社等を退職すると、第1号被保険者となります。また、その方に扶養されていた配偶者（第3号被保険者）も第1号被保険者になりますので、ご注意ください。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷年金事務所（☎522・5158）、または保険年金課（☎581・2121内線112）へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。
また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

電気は
正しく安全に
使いましょう！



ぼくは安全エレちゃん

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です

関東電気保安協会 <http://www.kdh.or.jp/>

休日急患診療所・こども夜間診療所の 受付時間に変更になります！

9月1日から、休日急患診療所・こども夜間診療所の受付時間が変更になりますのでご注意ください。

	現在の受付時間	変更後の受付時間
休日急患診療所	午前9時～正午	午前9時～11時30分
	午後2時～5時	午後2時～4時30分
こども夜間診療所	午後7時～10時 (9時45分受付終了)	午後7時～9時30分

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

寄居町国民健康保険に加入している皆さんへ 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請をお忘れなく

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線113、114）へ。

申請に基づいて交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成23年7月31日が有効期限となっています。継続して交付を希望される方は、次の書類等を持参のうえ、8月中旬に保険年金課の窓口へ申請してください。

なお、9月以降に申請をされた場合は、認定日は申請月の1日からとなりますのでご注意ください。

持参するもの

- ・寄居町国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証（7月31日で有効期限が切れたもの）

限度額適用・標準負担額減額認定証を受けると…

1. 限度額適用認定証

国民健康保険では、医療費について、世帯の所得状況等に応じて同月内の自己負担限度額が設けられています。入院の際、あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額のための支払いとなります。

ただし、国民健康保険税に滞納がある世帯の70歳未満の方には、認定証が交付されない場合があります。

また、70歳以上の方は、表の低所得ⅡおよびⅠに該当する方のみ交付されます。

70歳未満の自己負担限度額（月額）

一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％
上位所得者※1	150,000円＋（医療費－500,000円）×1％
住民税非課税世帯	35,400円

※1 上位所得者とは、同一世帯の国民健康保険被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が600万円を超える世帯に属する方。なお、所得の申告がない場合、上位所得者とみなされます。

70歳以上の自己負担限度額（月額）

	外来＋入院（世帯単位）
一般	44,400円
現役並み所得者※1	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％
低所得Ⅱ※2	24,600円
低所得Ⅰ※3	15,000円

※1 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方（自己負担割合が3割の方）
※2 同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方
※3 同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

2. 標準負担額減額認定証（町民税非課税世帯にのみ交付されます）

町民税非課税世帯等の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）

一般（下記以外の方）	260円	
○住民税非課税世帯 ○70歳以上で低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ		100円

国民健康保険税軽減判定のための申告書提出について

国民健康保険税は、世帯主と加入者全員の合計所得が一定額以下の場合、均等割・平等割が7割、5割、または2割軽減されます。

軽減に該当するかどうかは、世帯の所得額により判定しますので、16歳以上の加入者全員の所得の申告が必要になります。所得のない方や扶養されている方でも申告が必要です。

収入がなく、これまで軽減制度の該当世帯であった場合でも、世帯の中に申告をしていない方がいると対象になりませんのでご注意ください。

確定申告書、町・県民税申告書、給与や年金の支払報告書等で所得を確認できない方がいる世帯には「国民健康保険税申告書」を8月中旬に送付しますので、提出をお願いします。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

11 広報 **よりい** 平成23年8月号

広報 **よりい** 10 平成23年8月号